

南砺市統計調査員登録申込書

令和 年 月 日

(あて先) 南砺市長

富山県統計調査員確保対策事業実施要綱第8条の規定に基づき、南砺市統計調査員として登録したいので、下記のとおり申込みます。

なお、統計調査等の実施の際は、統計法その他の関係法令を遵守し、責任を持って調査を行い、調査によって知り得た情報は、他に漏らさないことを誓約します。

記

氏名	ふりがな	生年月日
	男 女	昭和 平成 年 月 日
現住所	〒 -	
職業	1.農林漁業者 2.自営業者 3.会社員・団体職員 4.公務員 5.パート・アルバイト 6.無職 7.その他 ()	
電話番号	自宅	() -
	携帯	- -
	勤務先	勤務先名称： () -
移動手段	1.徒歩 2.自転車 3.自動車 4.その他 ()	
調査希望地区	1.特にこだわらない 2.自宅付近 3.その他 ()	
統計調査の経験	1.有 2.無	
備考 (調査に従事することが困難な時期など)		

..... 南 砺 市 記 入 欄

受付日	登録日	整理番号	登録経路	エクセル	アクセス
			本人申込・推薦・その他 ()		

統計調査員の募集について

南砺市では統計調査業務に従事していただける「統計調査員」を募集しています。

毎年、数々の統計調査が実施されます。事前に「登録」していただくと、優先的に調査員として選考、推薦して統計調査活動を依頼いたします。

【 統計調査員とは 】

統計調査員は、各統計調査について、調査対象の世帯や事業所を訪問し、調査票の配布・回収、検査といった統計調査の仕事をを行います。

【 身分と義務 】

統計調査員として任命されている期間は、非常勤の公務員です。営利企業の従事制限はありません。仕事をされている方でも統計調査員として活動できます。

【 登録要件 】

- ◇市内在住で20歳以上の健康な方
- ◇調査事務を適切に責任をもって行える方
- ◇統計調査により知り得たこと等の秘密を守れる方
- ◇税務、警察、選挙運動等に直接関係のない方
- ◇暴力団でない方、及び密接な関係を持たない方

【 調査員の主な仕事の流れ 】

- ① 調査員事務打合せ会への出席
- ② 調査区の範囲と調査対象の確認
- ③ 調査票の配布
- ④ 調査票の回収
- ⑤ 調査票の点検・整理・提出

【 報酬と補償 】

統計調査員には調査活動に従事した対価として、報酬が支払われます。調査活動中に災害に遭った場合は、公務災害が適用されます。

【 申し込み方法 】

申込書を自ら記入し提出してください。統計調査経験のない方については、登録の際に簡単な面接を行います。詳しくは情報統計係までお問い合わせください。

【問合せ先】南砺市 情報政策課 情報統計係
〒939-1692 南砺市荒木1550番地
TEL 0763-23-2002